

令和5年5月8日
うれしの学園生涯大学

うれしの学園生涯大学からのお知らせ

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更されたことに伴い、今後は、「周囲の人に感染を広げないための取組」の徹底を図り、感染状況を注視しながら、可能な限り制約のない学園運営を実施します。

そこで、本学園では、下記のとおり対応することとします。

学生の皆さまには、引き続き感染防止及び健康管理には十分ご留意をいただき、安全かつ楽しい学園生活が送れますようお願いいたします。

記

1 基本的な感染対策

- (1) 三つの密（密閉、密集、密接）の回避
- (2) 人と人との距離の確保
- (3) 手洗い等の手指衛生
- (4) 効果的な換気（二方向の窓開け等）

2 周囲の人に感染を広げないための取組

- (1) 感染が判明した時は、速やかに学園に連絡し、登校時期は医師に確認する。
- (2) 発熱等の症状がある場合は、まず医療機関に相談のうえ受診し、登校を控える。
- (3) 登校日は、自宅で検温を行う。自宅で検温していない場合は、登校時に非接触体温計（施設入口設置）で測定する。

3 マスク着用等について

- (1) マスク着用は、屋外・屋内を問わず個人の判断を基本とします。
- (2) 活動にあたっては、マスクの着用を求めません。
なお、基礎疾患があるなどの事情によりマスク着用を希望する人、健康上の理由により着用できない人もいることから、マスク着用を強いることがないよう配慮願います。
- (3) 感染リスクが比較的高いと認める学園活動の実施にあたっては、マスク着用を求めることがあります。
- (4) 新型コロナに限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染が流行している場合などは、マスク着用が推奨されています。
- (5) 咳やくしゃみの際には、咳エチケットに配慮願います。

4 学年、クラブ、支部等での活動

- (1) 上記1の「基本的な感染対策」を実施してください。
- (2) 各自、上記2の「周囲の人に感染を広げないための取組」を遵守してください。
- (3) 各団体のガイドラインがある場合は、それに従い、感染防止対策を実施してください。